

飯舘村における
「ふるさとへの帰還に先だつ長期の宿泊」の実施について

平成 28 年 6 月 17 日
原子力災害現地対策本部
原子力被災者生活支援チーム

- 「ふるさとへの帰還に先だつ長期の宿泊」（以下「長期宿泊」）は、避難指示解除の時期を定めた上で、解除後の本格的な復興に先んじた準備（自宅の清掃、営農や事業再開の準備など）を行うため、本来、避難指示区域内では禁止されている自宅等での宿泊を、希望される住民の方々について、登録手続を行っていただいた上で特例的に可能にするものです。
- 飯舘村の避難指示区域（帰還困難区域を除く、以下同じ）については、平成28年7月1日（金）から避難指示解除（平成29年3月31日）まで継続して、長期宿泊を実施することとします。

（参考1）飯舘村の避難指示区域の人口・世帯数
5,917人（1,770世帯）（平成28年5月31日現在）

（参考2）長期宿泊の届け出について

長期宿泊を希望する方は、宿泊開始日までに、飯舘村役場本庁舎又は飯野支所への届出が必要です。ご不明な点は、飯舘村役場総務課企画係までお問い合わせください。

電話番号：（6月30日まで）024-562-4246
（7月1日から）0244-42-1613

お問い合わせ先

内閣府原子力被災者生活支援チーム 支援調整官 松井 拓郎
担当者：古屋、長谷部、工藤、外山
TEL：03-3581-9768